

市総務局人事部給与課担当係長以下、市労連書記次長以下の事務折衝

令和6年12月13日(金曜日)大阪市労働組合連合会(市労連)との交渉の議事録

(市)

それでは、事務折衝のほうを始めさせていただきたいと思っている。本日は諸手当のほうの後、厚生で、その後、人事という流れになっている。

(組合)

特に何かお願いしていたこともないか。

(市)

そうである、前回に扶養のやつはお渡しさせてもらっていたと思っている。

(組合)

回答についても特にうちからは。

(市)

なかつたと思っている。

(組合)

そう。何かというのはないので、通勤手当のやつは前回に話したか。
その前にしていたか、どこでもしていなかつたか。
1回新幹線通勤をされてる方がいないかという話は1回しているかなとは。
それで何人かがいて、想定していないという人勧があつて。

(市)

たぶん単身赴任手当の話は、前々回ぐらいのときに一旦話はさせてもらってたかなとは思っている。

(組合)

通勤のところを一応事務折衝の場なので、少しこの間は、異動の東京事務所のお話をされていたが、つまり、人勧の中でも介護とかで引っ越しをされて、遠方になるというようなことも含めて、通勤手当の上限を上げましょうというような、そんな話があったので、その辺でいくと、人勧が言っていることもそうであるし、この間、総務局が言っていたような、大阪市では事情が違うというようなことは、そこに関しては違わないと思っている。

なので今回据置きというか、55,000円を据え置かれるということに関して言うと、少なくとも何名か、上限を超えてる方、そのときのお話を聞いたのは、一般的にだったらたぶん新幹線に乗ってくるであろうという距離の方がおられるということも聞いたので、そこに関しては、やはりもちろんさっき申し上げた介護の話もあるが、今後の人材の確保の観点からしても、やはり新幹線通勤が可能となるような通勤手当の支給が我々としては必要だというふうに思っているが、その辺りについてはどうだろうか。

(市)

今回、大阪市的人事委員会勧告が出ていて、人事委員会がそもそも地公法に基づいて中立性を持った専門機関であるので、その人事委員会が国と同様の改正を行う必要がないという勧告をしたことは重く受け止める必要があるというのは、本市としても考えている。国においては、様々な勤務地における人事配置とか、勤務地を異にする異動というのを円滑に行う観点とかから見直しが行われているところかなというのもあって、言っていただいているとおり、55,000円を超えてる職員というのも実際いるので、ご指摘の状況というのが全く想定がされないとか、いないとかと言うつもりは全然ないが、今の時点で、大阪市で言っていた人材確保の観点とか、そういう観点で支給を広げるというような状況ではないのかなというふうに思っている。

(組合)

あくまで現時点では、そこまでの必要はないというようなことか。

(市)

そうである。

(組合)

ただ、その入り口でいう異動の観点からすると、そこは大阪市と国の状況が違う、いわゆる大阪市独自事情、独自事情という言い方はちょっと極端過ぎるかもしれないが、国とは違う状況なので、国と合わせないという、一旦そういう理屈か、表向きには。

(市)

そうである。

(組合)

分かった。一旦事務折衝の段階ではそれで納得する。ただ、やったほうがいいとは思う。ほかに特にあるか、手当の関係で。扶養手当のこの間にもらったやつって、周知的には取扱いとしてはどれぐらいを考えてるのか。

(市)

ほかのアップデートと合わせて思つていて。

(組合)

この間の子の看護とかの話とかか、休暇の話と関係なく。

(市)

いや、違うものである。なので、そんなに早くに周知するというつもりは、またそこも調整中ではあるが。

(組合)

手当が減る方がやはりおられるので、そこは。

(市)

ちょっと早めに。

(組合)

そうである。4月からなので、4月の給料で大きい人だったら3,500円一気に減るので、ちょっとその辺は少しあまり際に、その3月、みたいなぎりぎりみたいな、そんな感じにはならないようにしていただけたらいいかなというふうに思う。手当絡みはそういう感じ。周知のところで、もう再来年の4月のときも改めてしたりする、そこまでまだ考えていなか。

(市)

考えていない。前回にどうしていたかというのを少し見させてもらおうかなと思っていて、もし前回もしているのであれば同じようにする感じかなと思ってはいる。

(組合)

しておいたほうがいいかなという気はする。一応改正という意味では一旦しているけれども、実際に変わるのはここからである、ということは言ってもらったほうがいいかなと思う。では、これで一応事務折衝は終わりたいと思う。

(市)

次は厚生で、担当者と替わらせていただく。